



Well-being 経営セミナーを開催します

～官民連携の Well-being City プロジェクトがキックオフ～

令和4年6月30日
京 丹 後 市

京丹後市は、この度、「市民総幸福のまちづくり」の一環として、中小企業の Well-being（ウェルビーイング）向上に向けたサービスを展開する(株)商工組合中央金庫、日本・地域の Well-being 向上を目的に積極的な活動を展開している(公社)日本青年会議所及び(一社)京丹後青年会議所と連携し、「働く人の幸せ」に着目した経営手法の導入促進を目的に「Well-being 経営セミナー」を開催することとなりましたのでお知らせします。

なお、今回のセミナーは、Well-being City の京丹後モデルを構築し、日本各地への展開を目指す「Well-being City プロジェクト」のキックオフイベントとして位置付け、開催するものです。

記

1. 日 時 令和4年7月5日（火） 18時30分～20時30分
2. 場 所 峰山総合福祉センターコミュニティホール
3. 内 容 講義「Well-being 経営の始め方」、幸せデザインワークショップ体験
(講師・ファシリテーター)
株式会社 商工組合中央金庫 経営企画部
未来デザイン室 山川 泰介氏 衣川 由希子氏
4. 対象者 市内事業所の経営者、人事担当者、管理職等 の方
5. 定 員 30人
6. その他 当日 16時から市役所職員の働き方改革の取組の一環として、Well-being 経営に関する職員研修を実施します。

7. 今後の予定

セミナー開催後、商工中金が提供する幸福度測定ツール「幸せデザインサーベイ」を活用し、市役所及び市内モデル企業において従業員等の幸せ度調査を実施。その分析結果をもとに、それぞれの職場で Well-being 向上に向けた具体的取組を検討・実践します。

あわせて、認証制度の構築等、Well-being 経営の普及促進策についても検討を進めていくこととしています。

【問い合わせ先】

京丹後市市長公室政策企画課

電話：0772-69-0120



人を守る。未来を守る。
商工中金



JCI
Junior Chamber International Japan
KYOTANGO

公益社団法人 日本青年会議所

働く人の幸せは
企業成長の原動力。



Well-being 経営セミナー

2022.7.5 (火) 18:30~20:30

峰山総合福祉センター コミュニティホール

内容

1. 講義「Well-being経営の始め方」

なぜ今Well-beingなのか、そもそもWell-beingとは、どのようにして従業員のWell-beingを可視化するのかなど、Well-being経営の基本的な考え方を学びます。

2. 幸せデザインワークショップ体験

幸せな会社を実現するためにどんなことをすれば良いか、自分に何ができるのか、グループで対話をしながら考えます。

講師・ファシリテーター

株式会社 商工組合中央金庫 経営企画部
未来デザイン室 山川 泰介氏 衣川 由希子氏

対象

市内事業所の経営者、人事担当者、管理職等の方

定員

30人（申込先着順）

～ Well-being Cityのモデル都市に～

「市民総幸福の最大化」を行政運営の中心軸に位置付け、まちづくりを進めてきた京丹後市は、この度、中小企業のWell-being向上に向けたサービスを展開する(株)商工組合中央金庫、日本・地域のWell-being向上を目的に積極的な活動を展開している(公社)日本青年会議所及び(一社)京丹後青年会議所と連携し、「Well-being City」の京丹後モデルを構築し、日本各地への展開を目指すこととなりました。

今回のセミナーはそのキックオフイベントと位置付けて開催するものです。

申込方法

7月1日(金) 17時までに、電話又はFAX、Eメールで京丹後市役所政策企画課へお申し込みください。

申込・問合せ先

京丹後市役所市長公室政策企画課
電話：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901
E-mail：kikaku@city.kyotango.lg.jp

【JC】地域のWell-being向上に向けた推進策

JCは、日本のWell-being向上を目的として、商工中金をパートナーとし、京丹後市をウェルビーイングの最先端都市として京丹後市モデルを構築し、重点エリアを皮きりに、日本各地でWell-being City実現に向けた取組みの火付け役を担ってまいります。

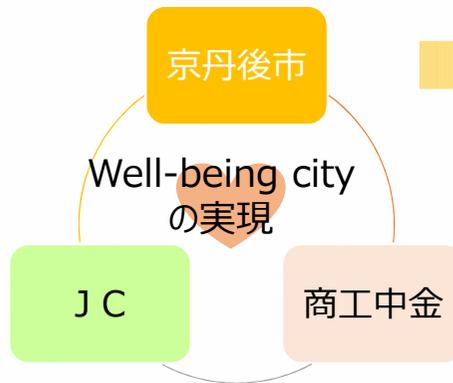
① 商工中金様との連携



主に以下の2つの取組みについて、商工中金をパートナーとして取り組むこととする。

- 自治体と連携したWell-beingの推進
- Well-being調査

② 京丹後市モデル



③ 重点エリアへ展開

JCとして定めた全国8つの重点エリアにおいて、京丹後市モデルを展開

④ 日本全国へ

重点エリアでの取組みを皮きりに、日本各地で京丹後市モデルをベースとしたWell-beingの取組みをスタート

【商工中金をパートナーに選定した理由】

- 中小企業分野におけるWell-beingのトップランナー（延べ505社の中小企業にサービス提供を実施し、30,921人の個人データを蓄積）
- 測定だけでなく改善サポートも可能
- 中小企業目線の利用しやすいサービスを提供

【商工中金の活用方法】

- 自治体職員向け勉強会の開催、Well-being調査
- 取組みの動機付けとなる講演・イベントの提供
- 地域の企業におけるWell-beingの測定
- Well-beingの向上に向けたサポート（ツールや講座の提供）

公益社団法人日本青年会議所主催 サマーコンファレンス

特設ページ (<https://www.jaycee.or.jp/summerconference/2022/seminar/index.html>) より抜粋



サマーコンファレンス2022 / 7.16^{sat}・17^{SUN}
しくみの数だけ、幸せがある。

サマーコンファレンスとは…日本青年会議所の運動を広く発信するために、各界を代表する著名な有識者を招き、政治・経済・社会など様々なジャンルのフォーラム・セミナーを開催する場。

7月16日(土)16:20～17:20 (パシフィコ横浜会議センター メインホール)

経済セミナー「幸せを指標の一つとして持続可能な豊かさの実現へ」

～次代の経営 Well-being～

働くみんなの幸せを生み出すしくみ

担当：公益社団法人日本青年会議所 ウェルビーイング経営委員会

概要：本セミナーでは、京丹後市で取り組んできた「ウェルビーイングシティ構想」を進めるうえで行政との連携事例、企業経営を行っていく中での今後の制度化など「成果発表」「課題」「今後の方向性」という3テーマについてお話頂きます。また次の時代のウェルビーイングをテーマに非財務諸表のウェルビーイングと財務諸表を使ったウェルビーイングの推進手法、必要性、戦略的導入方法についてお話頂きます。

～プログラム詳細～

第1部 推進事業報告～ウェルビーイングな街づくり～

第2部 これからのウェルビーイング

出演者

京丹後市長 **中山 泰 氏**

参議院議員 **上野 通子 氏**

応用経済制度設計研究者博士 **スズキ トモ 氏**

公益財団法人 well-being for Planet Earth 代表理事 **石川 善樹 氏**

2022年度 JCI 京丹後 理事長 **吉岡 高博 君**

○京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例

平成27年10月5日

条例第50号

今日、グローバル化、情報化、少子高齢化等、地域社会をめぐる状況は時々刻々と変化するとともに、市民の価値観は、経済的な豊かさの追求ばかりではなく、より多様化してきています。それに伴い、地方公共団体に求められる行政課題も多岐多彩になり、相互に複雑に絡み合っています。

このような状況の中で、市民本位で民主的かつ能率的な行政を進めるためには、行政運営の中心軸を明確にすることが欠かせません。

そのためには、普遍的な価値である個人や地域社会の「幸福」を行政運営の中心軸として据え、誰も置き去りにされることのないまちづくりの方向を見定めていくことが重要です。

このような認識のもと、市民それぞれに異なる幸福観があることが尊重され、市民総幸福のまちづくりを進めるための基本的で共通的な事柄を定め、市民皆でこれを共有して推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第54号）第5条第7号においてまちづくりの目標として定める、誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり（以下「市民総幸福のまちづくり」という。）の基本理念を明らかにするとともに、これを推進するための基本的で共通的な事柄を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民総幸福のまちづくりは、「幸福」が、地方自治において追求される住民福祉の本質をなすものであることにかんがみ、市民の多様な価値観が尊重され、一人ひとりが幸福を一層実感できるまちづくりを目指すものとする。

(自助及び基本理念の共有)

第3条 市民は、幸福を追求し、これを自ら実現し、及び享受する主体であるとともに、市民総幸福のまちづくりの基本理念の共有に努めるものとする。

(市の施策の立案及び執行)

第4条 市は、施策の立案及び執行に当たっては、総合計画その他の基本的な計画（以下「基本計画」という。）に基づき、将来世代に及ぶ展望をも踏まえ、可能な限り選択可能な施策の体系を構築し、多様な市民ニーズの施策への効果的な反映に努めるものとする。

(幸福度の指標化及び施策への反映)

第5条 市は、基本計画に基づき、市民の幸福度に関して、客観的かつ具体的に指標化し、及びそれを施策に反映するよう努めるものとする。

2 市は、前項の指標化に当たっては、市民一人ひとりの価値観があり、かつ、それには心の持ち方によって多様に異なる側面があることにかんがみ、個人の価値観が尊重されるよう努めるものとする。

(共助の環境づくり)

第6条 市は、地域社会の様々な分野において、市民が互いに支え合い、助け合い、高め合い、及び役割を担い合える社会基盤の構築が、市民総幸福のまちづくりの大切な基礎となることにかんがみ、このための制度的又は社会的な環境づくりに努めるものとする。

(公的及び社会的な安全網の整備)

第7条 市は、市民総幸福のまちづくりの上で欠かすことができない、市民の命を守り、及び命が尊ばれる社会づくりのための配慮並びに誰も自殺に追い込まれることのない公的及び社会的な安全網の整備に努めるものとする。

(他の地域社会との連携)

第8条 市は、我が国のそれぞれの地域社会が固有の伝統と特色を活かしながら、互いに負担を分かち合うことによって、地域や国の発展に貢献している実態を踏まえ、本市と本市以外の地域が支え合い、助け合い、及び高め合って、相互に地域住民及び地域社会全体の一層の幸福の実現が図られるよう十分に留意するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市は、前各条に関わる施策の立案及び執行に当たっては、国、都道府県その他関係機関と十分に連携してこれを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後4年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。